# 基礎講座ニュース

## 第６回　配慮を必要とする子の理解　日時　９月 17 日(木)　受講者６名　考える会２名

**◎講座内容**

ねらい：**指導員として、主に発達障害の基礎的な知識、受け入れや関わり方、保護者への対応など学びます。**
**指導員として、児童虐待についての基礎的な知識、関わり方などの基本を学びます。**

**◎障害のある子どもの理解**

・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の障害　とひと言にいってもその程度や症状は様々。知識として知ること、特別なニーズを持つ子どもの現状の把握や発達段階を見極めることが必要。

・また、近年、学童保育では、発達障害と診断された子、診断されてはないが発達障害の特性がみられる子どもが数多くともに生活しています。障害のある子を含めた包括的な保育（インクルーシブな保育）が求められる。

**◎その他の配慮を必要とする場合**

・外国籍の子ども、病気を抱える子ども、経済的に困難な家庭の子ども、被災した子ども、障害のある子どもの兄弟姉妹　など

・子ども自身、子どもたちの人間関係や変化に気づくこと

・指導員に「ヘルプ！」が出せる信頼関係

**◎児童虐待への対応**

◆児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人、その他の者で児童を現に監護するもの）によって児童（18 歳未満）に加えられた行為で、**子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長、発達を損なう行為。**

➡早期発見・通告の義務。（児童虐待防止法等に関する法律：第５条）➡指導員もあてはまる。

・虐待が子どもに与える影響

・体罰は法律で禁止されている。

**◎保護者への対応**

・指導員ができることは、**保護者の悩みを聞き理解する・拝啓を考える姿勢**でいることです。
指導員の中に異論があったとしても、一旦聞き入れることが重要。

・マイナスな結果だけ伝えると、保護者は警戒心、不信感を持つ。
そうなった背景も伝え、一緒に考えて、ともに子育てをしていきたいと伝える。

・指導員が絶対にしてはいけないことは「勝手な判断」「勝手な告知」

**◎受講者からの振り返りシートより（一部抜粋）**

・記録や日々の観察、指導員同士の共有が大切であり、共有し合ったことを相談して見通しを持った計画的な支援作り、実施が必要であることが分かりました。

・今回の研修で私が一番大切にしたいことが、指導員が困っているのではなく本人が一番困っているです。本当にそうだなと感じました。

・発達障害はスペクトラム＝グラデーションであり、『真っ白な人はいない、誰にでも何かしらの特性がある。』という話でした。発達障害のある子、ない子と分けて考えるのではなく、一人ひとり違った特性があり、その中で特に配慮や支援が必要な子がいるというとらえ方が、とてもわかりやすかったです。

**次回は、10 月 22 日（木）に行われた、第 7 回の講座について、お伝えします。**